

格付賣買機關論

—商品取引所格付売買の研究、その五—

今 西 庄 次 郎

第一 格付には特に合議的な機関を必要とする

既に知れる如く、格付売買に於ける格付行為、即ち供用範圍の確定、標準品の選定、格差の決定は、当初一度定めたらそれでよいと云うものではない。標準品を変更することは稀に起るに過ぎないにしても、供用範圍は時々変更しなければならず、格差に至つては屢々変更しなければならぬところである。このように変更の必要が起り、時々確定、選定、決定の仕事を行わねばならぬとすれば、そのための常設的な機関を置かねばならぬのである。

素より格付の仕事が単純であれば、仮令常設的な機関を有たねばならぬとしても、其の構成、組織は大した問題とはならないであろう。けれども格付行為は容易な業ではなく、延いて格付機関の組織問題は取引所格付売買論として甚だ重要性を有つに至るのである。

格付の仕事が容易な業ではないのは、先ずその内容をなす供用範圍の確定、標準品の選定、格差の決定が何れも

六カしく妥当な結果が仲々得難いことから来る。既に知れる如く、標準品たる銘柄としての資格、条件は種々あり大低の商品界にありては候補に上る銘柄の多いのが普通であり、又供用範囲の如きも入れてよいか否か限界線のものからず論議の的となるところであり、格差即ち供用各銘柄と標準品との価格差に至つては実物市場に於ける銘柄の価格は不規則に動揺するのが常であるので其の正当な大いさの捕捉は並み大低でないというふうである。このため格付の正当なる決論は複数のエキスパートが慎重に調査しその結果を綜合するによつてのみ得られることになるのだ。つまり格付機関は合議的とせられざるを得ないのである。

処で、格付の仕事が容易な業でないのは、上の如く正確な決論が仲々得難いというほかに、格付の如何が関係者、就中取引者の利害、損得に關しうるさい仕事であることからも来るのである。或る銘柄が取引所格付売買の供用範囲に入れられるときは或る程度その市場的価値を高め、従て或る銘柄を供用品に加えるや否やは其の生産提供者の利害に關し、彼等の執拗に運動するところであり、更に格差の至つては取引開始後に最後のに定められる場合もあり、それが売手、買手の損得に關するところから夫々自己に、有利なるよう主張せんとする。素より正確なる決論、大いさに持来すことは自然利害に対しても公平なる結果となるわけであるが、今直接公平という点に着眼すれば、これを期せんには格付は亦複数の人々の合議によつて定めらるべしとなるのである。何れにしても格付機関は必ず合議体でなければならぬとなるわけである。

第二 格付審議機関の構成者

前段により格付には合議的な機関が必要であることを知つた。この取引所の機関を仮りに格付委員会と名附けよ

うと思う。尤も吾々はこれを学問的な用語として用いたのであるが、この名称は實際界に於ても一般に用いられてゐるところである。格付委員会に就いては如何なる種類の人物を以て構成するかが重要な問題となつてゐる。従て以下それを中心として論考しようと思うのであるが、それに先立ち一寸触れて置き度いのは、委員会の構成者即ち委員の数である。

格付委員会は合議的な機関として其の委員は当然複数でなければならぬが、それが三、四名という程度では話にならない。格付の仕事のうち格差の決定は多数の銘柄につき実物市場の情勢などを調べねばならず、一人が全般に亘る資料を把握することは六カしく各自詳しい資料を有ち得るのは全体の二分の一か三分の一ぐらいの銘柄となる。而して之等詳しい資料を数個比較乃至平均して始めて正確な決定が得られるのであるがゆえ、委員は少くとも八、九名とならざるを得ない。尚、公平な結果という点からも、数名位の委員では同じ派、同じ側の人々に偏る可能性もあり、それ以上たることが望ましいとなる。格付委員会の委員の数は斯の如く少くとも八、九名でなければならぬとして、然も亦それは多いほど良いというものでないことを知らねばならぬ。その数が多過ぎると格付の仕事の能率が却て悪くなるのみならず、元來技術的な仕事を行う機関たる格付委員会の活動が政治的に動かんとするに至るのだ。斯くて格付委員会の委員の数には限度があり、マキシマム数名というところである。これは銘柄数の可成り多い商品界の話であるので、銘柄数の少い商品界にありてはもつと少くともよいとなるわけである。

扱、格付委員会構成の中心問題である委員の質であるが、勿論格付の技術や經濟に関するエキスパートでなければならぬとして、主たる論議は当該取引所会員を委員となすことに關聯して起る。

凡そ取引所の組織に官公營組織（略して官公組織）、株式会社経営組織（略して株式組織或は会社組織）、自治経営組

織(又の名、会員組織)の別のあること周知のところで思う。株式組織の商品取引所にありては委員に取引員を入れた格付委員会も作られないではないが、取引員を加えない委員会が遠慮なく作られるところである。蓋し株式組織の取引所の経営者は株式会社であり、格付委員会を如何に組織するかの権限は取引員以外にあるからである。官公組織の取引所にありても上の株式組織取引所の場合と全く同様である。之等に対し会員組織の商品取引所にありてはその事態は變つて来る。即ちこれにありては委員に会員を加えない委員会も作られないではないが、会員を加えた委員会が寧ろ組成されるところである。蓋し取引所運営の権限は会員の団体にあるがゆえ、この場合は前者と逆に会員団体の意思通りの委員会を作り得るからである。戦前我国の商品取引所は殆ど株式組織であつたが、それらに於ては格付委員会は取引員以外を以て構成するやり方がとられていた。例えば綿糸取引所に於ては代表的な紡績会社や繊維商社から有識者を選んでいたというように、業界のエキスパートを以て組成するところであつた。兎が、今次大戦後商品取引所の組織は凡て会員組織となるに至つたが、それと共に格付委員会は市場取引者たる会員をも委員に加えることが行われ、否或る種の取引所では全部会員を以て構成するやり方がとられるに至つたところである。後者の如き会員を中心とするやり方がとられるに至つた主たる根拠は、会員組織は会員団体が自ら取引所を運営する自治経営の組織であり彼等が取引するに必要な約束たる格付も自ら設定するのが其の精神に副う所以であるというにある。

然らば格付委員会構成のやり方として何れがよいであろうか。委員としての取引員、会員を考慮しての格付委員会の構成には、改めて云う迄もなく、取引員、会員を全然加えないやり方、取引員、会員のみを以てするやり方、取引員、会員以外のエキスパートと取引員、会員を混じえるやり方の三つがあるわけである。元来、格付委員会の

委員としての会員、取引員の性格をみた場合、彼等の凡てではないが中には格付に関する優れた知識を有つ者のあること、格付に利害関係を有つことの二点が指摘される。後者の点から取引員が格付委員となつても公平なる発言は期待出来ずとなし、彼等以外の業界のエキスパートを以て格付委員会を構成するやり方を支持する者が少くない。併し反面から考察すれば、格付は取引所に於ける売買当事者たる会員、取引員に最も利害関係あるに於て其の決定に彼等の意見を聴くのが正しい筋道だと云われるのだ。世間に多く唱えられる、取引員を一切加えないやり方は株式組織や官公組織の取引所では取引所経営の趣旨に反しないが会員組織の取引所にありては取引員の自治経営の精神に反するという見解は、私としては一考を要すと思うのである。自治経営では取引所運営の凡てを自分（会員）でやらねば趣旨に適わぬというものでなく、彼等の経営権を妨かし彼等以外のエキスパートを選んでやらしても差支えないのだ。私としては、格付が取引者に利害を有つ以上彼等の意見を聴くのが正しく、その意見を聴く最も有効な方法は彼等を格付委員に加えるという立場を支持するものである。従て、取引所の組織の如何を問わず、卑しくも民主的な経済社会である限り、取引員を格付委員会に加えるやり方が主張されるわけである。但し注意しなければならぬのは、この立場は格付委員会に取引者の意見を入れるべしというのであり、勿論その意見は取引員によつて少くとも二派に分れることがあるがゆえ相当の複数でなければならぬとしても、委員会を以て彼等べき業界エキスパートを委員に加えることを何よりの要件となすのである。勿論、取引員、会員の委員と外部エキスパートの委員の数の割合は、労働委員会に如く対立する立場の代表者から構成される機関でないがゆえ、大したことでない。半々位が一応の目標というところであらう。

以上述べて来た、格付委員会の組織論は、格付委員会の謂わば正式メンバーに就いてゝあつた。格付の仕事が比較的単純な商品取引所においてはその格付委員会の組織は上述した格付委員のみで事が足りる。けれども其の仕事が複雑な商品界にありては格付委員会は補助員として格付の経験者を置くことを利便とするのである。勿論之等の専門エキスパートは取引所の会員、取引員以外の者でなければならぬ苦である。何故なら会員、取引員ならば補助員とせず格付委員となして然るべしとなるからだ。或は格付委員会が仕事の複雑、多忙のゆゑに斯る委員以外のエキスパートを補助員として置かねばならないのならば、いつそ正式な格付委員を増員しては如何との質問も起る。併し格付委員の数は既述の如き事情から無暗みに多きを必要とせず一定の限度があるのである。尚、格付委員会が補助員を使用するのは主として格付に関する資料の蒐集、調査の如き事務的、技術的な仕事を行わさんがためであり、正式な格付委員の任務が経済的であるのと趣を異にする所があることも、指摘せられるところである。

第三 銘柄確定機関と其の構成者

既載「格付売買と品質検査」論で明かにしたように、格付売買には本来固有の格付売買事態でないが格付売買に關係ある事態として銘柄の確定と瑕疵の検査の二つの事項がある。而して之等の仕事も亦始終行わねばならないものであり、その点は格付仕事以上である。従て之等の仕事に就いても常置的な機関を有たねばならないのである。

先ず、銘柄確定の仕事が銘柄の設定と各個商品の銘柄所属決定の二段に分たれること既に知れるところと思ふが、この取引所に於ける銘柄設定は実物市場に行われている銘柄別を基礎として行われるのであり、其の仕事は理論的性格を有つ。これに対し銘柄所属決定は一々多数の商品を上により定めた銘柄の何れに属するかをきめるので

あり、その仕事は全く技術的、事務的である。勿論、手数のかかること夥しい。斯くてこの二種の仕事は銘柄確定の二部だという理由で一つの機関によつて行わすよりも別々の機関を以てする方が適わしいとなるのである。而して銘柄設定は銘柄所属決定機関と別個の機関によつて行うべしとして、それはそれだけの機関によつて行わねばならないというものでない。と云うのは、その仕事は格付委員会に任かしても差支えないからである。銘柄の設定は格差の決定と仕事の性格が似ているのみならず、銘柄を設定して夫等の格差を決めるといふように、両者前後密着しているのである。実際にも従来多くの取引所に於てはこのやり方をとつていた（断つて置くが、最近の我国商品取引所で銘柄確定を取引所で行つてゐるものは殆どないので、この銘柄設定が格付委員会によつて行われてゐる事例は殆ど見られないわけである）。

銘柄所属決定機関が銘柄設定機関、延いて格付委員会と独立して存立すべきは、主としてその仕事が前者と異り技術的、事務的たるところにある。一部の人は、格付委員会に銘柄所属決定という品質鑑定の仕事を行うに優れた能力を有つ専門員を所属させば格付委員会が包括的機関として充分なるものになると、考えるかも知れない。併し既に仕事の性質が異り、夫々の仕事を行うに必要な能力が異るとせば、それらを無理やりに一つの機関として行わすのは不自然であり、当然別個の機関とすべきである。

銘柄設定が格付委員会の仕事とせられる以上、その機関の構成員の問題は別に取上げるに及ばず、構成員が問題となるのは銘柄所属決定の機関に就いてとなるわけである。この機関の構成員として大切なのは、価格の動きなどはそれほど知らなくてもよい、一に当該商品の商品学的な知識を充分有しているエキスパートたることである。而して取引所の会員、取引員の中にはそのような知識、能力を有している者もあるが、概して少い。従てこの機関の

構成者を取引所会員、取引員から求めることは一般に困難となつて⁽¹⁾いる。加之、今もつと関心を払わねばならないのは、取引所会員、取引員は銘柄所属決定機関として根本的な欠格性を有している点である。即ち、銘柄所属決定を請求するのは、それが受託玉たると自己売買の玉たるとを問わず、会員、取引員であり、つまり会員、取引員が構成者となれば銘柄所属決定の検査をなす者と其の検査を請求する者とが同一種類の人物となるのである。彼等が自己の提供品の銘柄決定を当然以上に甘く行い、或は受取品の銘柄決定を当然以下に厳しく行わんとすること想像に難くない⁽²⁾。先に格付委員会の構成者として会員、取引員を取上げたとき、彼等は格付に利害関係を有するを以て寧ろその資格を認むべきだとなしたのは、格付は関係者に利害影響あるも其の決定は多く取引開始前になされ(供用範囲、就中格差が取引開始後受渡前に訂正されることはあるが、これはより実情に副うようせられる処置であり、寧ろ公正を期せんとする努力であるのだ) 不公正な主張はなされないと云うのであつたが、今銘柄所属決定は受渡に際してなされるのであり、この場合利害関係ある者の主張は不公正なる決定に向わしめるのである。

(1) 尙、取引所会員、取引員は取引に忙しく、到底銘柄所属決定機関の構成員となつて仕事をする暇がないということも挙げ得るであらう。

J. B. Baer and O. G. Saxon, *Commodity Exchanges and Futures Trading*, P. 94.

(2) 沢田徳藏稿「格付の研究」大阪砂糖取引所月報、第二卷第六号(昭和二十八年六月)

沢田氏の格付、就中現物格付の意義には賛成の出来ない点もあるが、同氏のこの解説論文は銘柄所属決定機関の構成者として取引所会員を用いることの不合理を説いておられるものと解される。

以上、銘柄所属決定機関の構成者として取引所会員、取引員は能力、特に地位が問題となるに於て、彼等は除外しなければならぬこととなる。換言すれば其の構成者は会員以外の者で当該商品の商品学的知識と実地経験に富

んだエキスパートから選ばねばならないのである。勿論、決定を正確、公平に行うため、その数は単純な商品界にありても数名なければならぬ。

第四 瑕疵検査機関と其の構成者

既に知れる如く、瑕疵検査の仕事は、格付売買のみに起るものでなく其の意味では格付売買本来の仕事に属せしむべきでないが格付売買に於ても行われるというので、格付売買に関係ある仕事として取上げられるのである。而して実際問題として取引所格付売買に於ける瑕疵検査の必要は可成り起るところであり、其の機関を常置しなければならぬのである。

「格付売買と品質検査」論で述べた如く、受渡品の瑕疵検査の仕事は大体二つの内容から成立つ。一は品質、表装、数量が正當なりやの検査そのものに関する事であり、他はそれらに瑕疵あつた場合の処置に関する事である。従て瑕疵検査機関の構成は品質等検査の技術的な任務を行う部と瑕疵あつた場合の処置を定める部との二部から組成されなければならない。尤も仕事の内容は二つに大別されると云つても同一の種類の人々でそれらが果たされるならば、機関としては敢て二部に分たれる迄もないと云える。が、実際問題として夫々の仕事を行うに適當なる人物は異なるのである。先ず前者の仕事を行う者としては、かの銘柄所属決定の仕事を行う者と殆ど同じ種類の人々が要請される。要言すれば、充分に商品学的知識を有ち、当該業界の取引慣習に習熟していなければならないのである。斯る人物は取引所の会員や取引員に少いのみならず、彼等は紛争の当事者となる関係上その地位に就くことは不相応わしからぬのである。之に對し後者の仕事を行う者としては、商品学的知識を余り有たなくともよいと共

に、当該取引所の会員或は取引員たるが寧ろ相応わしいとなるのである。勿論、この仕事も会員、取引員以外が行うて行い得ないと云うものではない。併し彼等以外の者がそれを行えば、恰も裁判たる性格を帯びたものとなるに至るのだ。改めて云う迄もなく、取引所は高等な閉塞市場 Closed Market として最も訓練された秩序を有つ。取引所に参加する取引者は取引に関して起る紛争に一切内部的な仲裁、判定によつて解決されることを承認せる立前にありとの説もあるが、何れにしてもそれに於ける取引事件を法律上の裁判によつて解決することは可及的に避くべきところである。斯くて受渡品の瑕疵に関する後始末に就いても、仮令法律上の裁判でなくとも、裁判的な第三者による処理はこれを排し、取引者即ち会員或は取引員の中から選んだ複數者を以て自治的に解決せしむべしとなるのだ。このことは会員組織の取引所の場合たと株式会社組織の取引所の場合たと変わることはない。

以上述べたところにより、瑕疵検査機関は品質検査の技術的任務を行う部と瑕疵あつた場合の処置を判定する部との二部から構成さるべきことを知つた。勿論之等二つの部は前階段、後階段の仕事を担当するものとして互に結び付いたものであるが、前者を構成する者が取引所取引者以外の者なるに對し後者は取引所取引者なるに於て、機関全体としての主人的地位を占めるのは後者たらんとする。この事は会員組織の取引所に於て特に著しい。処で、従来内外商品取引所の実例をみるに、この瑕疵検査機関を品質紛争処理委員会、時には他の取引紛争をも混じえることとして紛争処理委員会と称することが行われている。瑕疵の有無の検査を能率的に遂行せんがため通常受け方の申出を俟つて行うこととせられ、又事態は受け方と渡し方との品質の完全性に対する紛争の形式となつていて、品質紛争処理委員会という称呼も謂われないものでもない。けれども吾人としては、瑕疵検査は飽く迄品質の検査が中心であり、紛争の処理と云つても其の結果が基礎となつて行われるものなることを思い、瑕疵検査委員会乃

至瑕疵処理委員会と名付けるのが妥当なるを主張し度いのである。

瑕疵検査委員会に就いては最後に尚述べて置かねばならないことがある。繰返す迄もなく、瑕疵の検査は銘柄の確定とは別個の仕事であり、従て瑕疵検査機関は取引所として銘柄確定を行う必要がない場合にも（今日殆ど凡ての商品界にありては銘柄確定は取引所の外、國家或は生産者の組合で行われるに至つてはこと再三述べた通りである）、必ず有たねばならないのである。処が、少し以前にみた如く取引所自らが銘柄確定を行う場合にありては、そのための品質検査機関を有つ筈であり、こゝには瑕疵検査のために別個に品質検査の機関を有つ必要ありやが問題となるのだ。蓋し銘柄所属決定のための品質検査を行うエキスパートと瑕疵の有無を調べるための品質検査を行うエキスパートとは能力殆ど同じであり、瑕疵検査機関として前者を利用して支障なしとみられるからである。殊に、銘柄所属決定の仕事は商品界にもよるが概して多忙であり、それには相当数のエキスパートが当らねばならないのに対し、瑕疵の有無の検査は比較的に閑であり、わざわざ専任者を置かなくても前者を活用して事足る事例が多いのだ。之等の事由は一々尤もと云うべく、そのような場合は瑕疵処理委員会としては自ら検査専門部員を有たなくても充分であり、実際としても既にそうなつていたところである。併し今吾々の力説して置き度いのは、斯る事情から取引所が銘柄確定の仕事を行わず其のための検査専門員を擁していない場合にも、瑕疵検査委員会として品質検査部員を欠くようなことがあつてはならないことである。瑕疵検査委員会として検査部門、それに専門エキスパートを有たねばならないのは、格付委員会が専門員を有つことあるのとは同じでない。後者の場合は便宜的なるに対し、前者は必須的であり必ず有たねばならないのである。

第五 我が商品取引所に於ける所謂格付人に就いて

現行の我が商品取引所法は商品取引所の格付売買に就き格付人なるものを規定している。即ち商取法第八十条第四項は「取引所は、格付人を選任する必要がある場合においては、当該取引所の会員以外の者のうちから選任しなければならぬ」と定め、同第五項に「前項の格付人は、取引所の使用人としなければならぬ」と定めている。恐らくこの規定そのまゝから格付人なるものの正確な把握をなし得る人は無かろうと思う。現に実際取引所の運営に當っている人々の間にも其の解釈区々であり、色々な取上げ方がなされている。これの正当なる取上げは格付売買に関する諸問題、特に格付売買機関論をなして来た吾々に於てのみ可能であると云つてよいのではないかと考へる。

上乗の格付行為並びに格付売買に關係ある仕事の機関論で、吾々はそれら機関の構成員として取引所会員以外のエキスパートを充たしななければならぬことを明かにしたが、格付人は之等のエキスパート、専門家であるに違ひがない。蓋し商取法第八十条第四項に於ける格付人という称呼、当該取引所の会員以外の者のうちから選任しなければならぬという性格規定から、当然それら専門エキスパートを取上げていると帰結されるからである。

註 それらエキスパートを格付人と名付ける其の名付け方を私はびつたりしないと思つてゐる。何故なら、それらエキスパートの當る仕事は、格付よりも寧ろ銘柄確定の品質検査、瑕疵の有無検査など格付売買に關係あるに止まる仕事であるからである。尤も直接格付の事でなくても格付売買に關係ある仕事を行う者であり、事態を知つてゐる識者にとりては格付人という称呼も絶対に排斥しなければならぬ程でもないわけである。

処で、格付人は格付並びに格付売買に関係ある仕事に当るエキスパートであるとして、そのような専門家の凡てを格付人となすのか、それとも其の中の特定のもののみをそれとなすのか、問題となるところである。こゝに専門家のうちの特定の者と云つたが、それは第八十条第五項の規定から特に取引所の使用人とされる者を指す。元來、格付売買に関係ある仕事を行う者は専門の知識を要するとしても取引所の使用人であることを要するとまでは云えず、取引所外の者たる身分を有ち取引所に囑託されて其の仕事に当ることも充分あり得るのである。而して第八十条の規定は此点曖昧なのである。

まず「選任する必要がある場合」の規定は、必要のない場名もあり得ることを取上げているとなし、例えば銘柄確定の品質検査の如きは取引所以外の手によつて行われることもあるものだが、このように必要のない場合は別とし、卑しくも必要のある場合は凡てというふうな、解釈することが出来る。この解釈に従えば、格付売買に関係ある仕事を行うエキスパートは凡て法律に所謂格付人となり取引所の使用人でなければならぬとなる。処が、これに対し、取引所に於ける格付売買に関係ある仕事には銘柄確定のほか瑕疵の検査があり（頻繁に起ることでないかもしれないが）取引所として常にその態勢を整えていなければならずにはエキスパートが必要なるがゆえ、取引所に専門エキスパートの必要なことは常にそうだとの見方もなされ、否この解釈は充分に成立つところである。而してこの解釈に従えば第八十条第四項の選任する必要がある場合とは、たゞエキスパートを選ぶ場合でなく、特に格付人となすエキスパートを選ぶ場合を指称せるものとなるわけである（つまり格付人とならないエキスパートの一方に存在するのを認める）。

然らば何れをとるべきであろうか。吾人は前者の解釈、即ち取引所の格付売買に関する仕事を行う機関の構成エ

キスパートは凡て格付人とし取引所の使用人たることを規定せるものという解釈をとるものである。素より格付売買に関する仕事を行うエキスパートを凡て格付人即ち取引所使用人とせず、そうでないエキスパートと其種の者との二種とするやり方も絶対不可というのでない。併しそれらの仕事はそれを行う者が篤い忠誠心を有しているに於て完全となる場合が多く、この意味に於て取引所使用人たる格付人たるのが適當とされるのである。何故エキスパートが取引所使用人となれば一層忠誠となるのであろうか。これは既に周知でもあろうと思うが、一は一定の確定収入を得るがゆえ他からの物質的な誘惑などに陥らないからである。二は自ら市場に於て強弱の思惑をなしてはならぬという義務を有つからである。取引所の委嘱を受けて格付売買に関係ある仕事を行う者も徳義上自ら強弱をなすべきでないが、使用人たるによつてそれは一段と守らねばならぬ義務となるのだ。改めて云う迄もなく、取引所会員が銘柄確定や瑕疵の有無検査を行う者として不相応わしからぬのは自ら取引者となり強弱の立場に投ずるからであつた。

右の如く吾々は我が法律は格付売買に関係ある仕事を行う専門家は凡て格付人即ち取引所の使用人でなければならぬとなしてゐるとなすのであるが、知らるる如くこの結論は吾々が既に明かにした格付売買機関論の知識からであつた。が、斯の結論は法律の条文からも出て来そうなのである。先に第八十条第四項の規定は曖昧で、格付人を格付売買に関する仕事を行うエキスパートの凡てとなしてゐるのか、エキスパート中の特定者だけとなしてゐるのか、迷わすことを述べた。けれども少し考えてみると、前者と解する方が法文として無難と思われる節もあるのだ。それは、格付売買に関係ある仕事を行うエキスパートが取引所会員以外の者たるべきことは元来明かであり、そのようなエキスパート中の特定なもの即ち強弱から一切離れ最も忠実に其の任務を尽すべき者を殊更に取引所会

員以外の者から選任しなければならぬと規定するが如きは、今更奇妙な態度となるのを云う。換言すれば格付売買に関係ある仕事を行う者を凡て格付人となすに於て当該取引所会員以外の者たるべきことを規定することが自然な態度となるのである。

以上により我が商品取引所に於ける格付人の性質は明かにされたと思うが、上乗のような論議を行わねばならなくなつたのは、一に第八十条第四項、第五項の規定が拙劣、曖昧なるがためと云わねばならない。従て同規定はこれを適当に書き改むべきであるのだ。先ず格付人を置くべき仕事の種類を明かにし、格付に関する事務的な仕事（格付委員会の命により其の下調べなどをする）、銘柄確定のための品質検査の仕事、瑕疵の有無を調査する品質検査の仕事を列挙すべきである。次いで、如上の仕事を行う会員以外の専門家は格付人として（格付人という名で呼び）取引所の使用人としなければならぬ、というように規定すべきである。

現在我国の商品取引所の実際に就いてみるに、凡ての取引所は其の定款に「格付人を選任する必要がある場合においては、会員以外の者のうちから選任するものとし選任された格付人は本所の使用人としなければならぬ」という規程を設けている。処が、現実には一人の格付人も置いていないというのが多いのである。これは吾々からみれば奇妙極まる事象と称するの外がない。何故に格付人を置いていないのかと取引所経営者に尋ねると、殆ど異口同音に、必要がないからだと答える。果して必要がないかと尋ねると、私共の商品界では銘柄確定は（現物格付と呼ぶ人のあること既述の如し）取引所外で行われているからと答える。併し格付人は銘柄確定の仕事のみに必要なものでなく、そのような考を有っている取引所経営当局は認識不足と評せざるを得ないのだ。格付人乃至格付エキスパート（取引所使用人でない）は銘柄確定の仕事だけでなく、格付の下調査や受渡品の瑕疵の有無の検査の仕事にも必

要である。格付の下調査は格付委員が自ら行いそのために特に専門員を置く必要のない場合もあろうが、瑕疵検査のための専門家は是非必要なのである。素より瑕疵の検査が事件となることは最近の業界では何れも稀とはなつてゐるが、それでもそれに処する体制は平素から整えていなければならず、従て格付人は数は少くともよいが、常に存在せしめねばならないのだ。而して極く少数の取引所の経営当事者であつたが、そのような瑕疵検査の専門員の常置の必要を認めつゝも、格付人と云うが如き特別な専門家の手を煩わすまでもなく、単に普通のエキスパートを以ても事足るがゆえ、存置していいのだ、という見解を述べた者もあつた。これは現行法規の曖昧に由来すると受取れば恕すべきところもあるが、上来論決した如く正当な見解ではない。斯くて吾人の望む所は——現行法を改める方がより望ましいが——取引所経営当局も格付売買を正当に解釈し、夫々相当の部所に、相当数の格付人を置かんことである。

(一) 格付人を置くべき仕事を銘柄確定、つまり受渡提供品の銘柄所属決定のみとなすのは、取引所経営当局だけでなく、実は政府当局、就中現行商品取引所法の立案者もその解釈に立つてゐるようである。

倉八 正著「新しい商品取引所法の内容と運営」昭和二五年九月 一六三頁

併し立法者の考がどうであつたかは問わず、取引所格付売買の学問的検討をなせる者としては、その種の解釈が狹隘に失ふことを云わざるを得ないのだ。